

## レンタル規約

### 第1条（総則）

このレンタル規約は、ネイチャリングルーム株式会社（以下、「甲」という）との間の賃貸借契約（以下、「レンタル契約」という）に関し、別途に契約書類を作成しない場合に適用するものとします。

### 第2条（レンタル商品）

甲は、お客様に対しレンタル商品は賃貸し、お客様はこれを賃借するものとします。

### 第3条（契約の成立）

甲とお客様との間のレンタル契約は、お客様が甲に対しレンタルサービスの利用申込をし、甲が承諾した時に（甲がご予約確定のメールを送り、お客様に届いた時）成立するものとします。甲は、お客様の利用申込に対し、お申込内容を審査し、場合によってはレンタルサービスの提供をお断りすることがあります。なお、お断りした場合であっても、甲はお断りする理由を説明する義務を負いません。

### 第4条（レンタル期間）

レンタル期間は、甲が利用申し込みの際に定め、甲が承諾した期間となります。万が一、お客様のご都合でご利用開始日を過ぎてレンタル商品をお受け取りになった場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。また、お客様のご都合で契約が終了した場合レンタル料金は全額お支払いいただきます。

### 第5条（ご利用料金）

ご利用料金は、甲が算出した、レンタル料・運送諸経費・その他代金などに消費税を付した金額（以下「レンタル料等」という）の合計となります。

### 第6条（レンタル商品の引渡し）

- 1.甲はお客様に対し、レンタル商品を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日時に引渡し、お客様はレンタル商品をレンタル期間満了日時に返却するものとします。
- 2.レンタル商品受け取り後すぐに梱包等を開封し、お客様ご自身で用品の形状、数量等に関してご確認ください。その時点で、利用困難な程度の破損や数量不足など、甲の責任で何らかの問題が生じている場合には甲は速やかに対応するものとします。但し、レンタル期間終了までに問題が解決できない場合があることをご了承ください。この場合、その用品レンタル代金をご返金することで、甲は一切の責任を逃れるものとします。また、レンタル料等以

上の返金をご請求いただくことはできないものとします。

3.配送業者の責任によるレンタル商品の遅着または破損については、甲は一切の責任を追わないものとします。

4.レンタル商品のお受取から 24 時間以内にお客様からのご連絡がない場合、その用品は正常なものと判断したと見做すこととします。

#### 第7条（自動車保険）

レンタル商品に車両が含まれる場合は、お客様は、お客様の責において、自動車保険に加入するものとします。お客様が保険に加入、未加入を問わず、甲は事故の責任を一切負いません。

#### 第8条（担保責任の範囲）

1.お客様の責によらない事由によりレンタル期間に生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合、甲はレンタル商品を交換します。また、代替商品がない場合はその商品レンタル代をご返金することで、甲は一切の責任を逃れるものとします。また、レンタル料等以上の返金をご請求いただくことはできないものとします。これ以外、甲は、甲に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様に対して損害賠償の責任を負いません。

2.前項のレンタル商品の修理または取替えに過大の費用または時間を要する場合、甲はレンタル契約を解除させていただく場合がございます。

3.下記の項目及びそれに類する事に関して、甲は一切の責任を負いません。

- ・お客様がレンタル商品の使用、設置、補完によって生じた事故の被害または第三者に与えた被害。

- ・レンタル商品がレンタル期間中に使用不可能になった場合のお客様の損害。

- ・レンタル商品が配送途中の事故によりレンタル契約の目的が果たせなかった場合のお客様の損害。

- ・レンタル商品が、使用不能になりお客様に発生した損害。

#### 第9条（レンタル商品の使用、保管等）

1.お客様はレンタル品の使用及び保管に関して、可能な限り汚さない又は壊さないように使用及び保管に努める義務を負います。

2.お客様がレンタル商品を使用される際、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、甲は一切の責任を負いません。

3.甲はお客様に生じた使用目的を達しない等の損害について一切の責任を負いません。

4.お客様はレンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡・質入・転貸等を行うことができません。また、レンタル商品を改装、改造することはできません。

5.お客様はレンタル商品をレンタル開始時と同様な状態で返却することとします。明らかに

異常な汚れの酷い物と甲が判断した場合には、別途お客様へ整備料をいただくことができるものとします。

#### 第10条（レンタル商品の使用義務規定）

レンタル商品がお客様の責に記すべき事由により紛失、損傷した場合、またはお客様が甲のレンタル商品に対する所有権を侵害した場合は、お客様は甲に対して紛失したレンタル商品の再購入代金、損傷したレンタル商品の修理代金等甲が被った一切の損害を賠償するものとします。また、盗難にあった場合は甲へ直ちに連絡をするとともに、警察に被害届を提出し、甲へ受理番号を報告することとします。

#### 第11条（車両の返却）

お客様は、車両の返却直前に、甲の指定するガソリンスタンドで満タンに給油をしてから返却するものとします。給油の証として、領収書もしくはレシートを甲に提示するものとします。満タンに給油が行われず返却された場合、走行距離8kmに対して、ガソリン1リットル、ガソリン1リットルにつき200円として計算し、ご請求をいたします。

#### 第12条（レンタル商品の返却）

お客様はレンタル商品を、レンタル期間満了日時までに甲の指定する日本国内の場所において、レンタル期間満了日時までに返却するものとします。また、ご返却の梱包は原則としてレンタル時の荷姿でご返却ください。それ以外の荷姿やレンタル期日満了日時までに甲の指定する場所に返却できなかった場合は、追加料金が発生する場合がございます。

ただし、お客様からレンタル期間満了日時を過ぎて1日以上ご連絡がない場合や、お客様が本レンタル約款に違反した場合は、特段の通知、催告無くレンタル契約を解除することができるものとします。この場合、お客様は直ちにレンタル商品を返却していただきます。契約解除後、甲がレンタル商品を受け取るまでの間は、延長料金相当額に違約金（延長料金と同額）を付加してお支払いただきます。返却の見込みがないと甲が判断した場合は、違約金と別に商品再購入価格をお支払いただきます。

#### 第13条（レンタル期間の延長）

レンタル期間の延長をご希望される場合、レンタル期間満了日時までにお申し出頂き、甲がこれを承諾した場合に、レンタル期間を延長することができます。

ただし、該当商品につき別のお客様から予約が入っている場合等にはレンタル期間を延長

することができません。延長不可の連絡があった場合はレンタル期間満了日時までに速やかに返却をするものとします。返却が遅れることで貸し出しができず、甲が不利益を被る場合、その損害分を請求させていただきます。レンタル期間を延長する場合は、商品ごとに設定された延長料金を別途申し受けます。但し、ご連絡無く延長された場合は、通常の延長料金の1.5倍をご請求させていただきます。

#### 第14条（不可抗力について）

甲がお客様に対しレンタル開始日までに天災、地変、戦争、内乱、その他不可抗力（当社の責によらないものに限る）によりレンタル商品の納入を完了できない時は、その事由の継続する期間に限り、甲は遅滞の責を負わないものとする。但し、使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割り計算により減免することがあります。

#### 第15条（予約取消手数料（キャンセル料金））

本申込完了後にご予約を取消される場合、キャンセル料が発生する場合がございます。詳しい料率は下記を参照ください。キャンセルに際しまして、既にお振入金済みの場合は、下記料金+返金手数料を差引きご返金いたします。カード決済後の場合は、口座からのお引き落とし額を下記料金に変更させていただきます。

#### ●キャンセル料金

- ・利用開始日の3日前 15:00 まで・・・無料
- ・利用開始日の3日前 15:01～利用開始日前日の 23:59 まで
  - ・・・・・・・・レンタル料金×50%
- ・当日
  - ・・・・・・・・レンタル料金×100%

#### 第16条（権利の譲渡）

甲は、この契約に基づく当社の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、もしくは担保に差し入れることができます。

#### 第17条（レンタル返却時に備品を忘れた場合）

レンタル商品の返却時に、セット内容の一部及び商品の備品を忘れた場合、そのセットの一部もしくは備品が返却されるまで、レンタル料金表の「以降1日につき」に基づくレンタル料金の100%をお支払いただきます。また、お客様がお忘れになったセット内容の一部を返却される時の配送料はお客様負担となります。尚、当該商品につき別のお客様から予約が入っている場合等で、貸し出しができず甲が不利益を被る場合には、その損害分を請求させて

いただきます。また、紛失された場合は商品再購入価格をお支払いいただきます。

#### 第18条（その他）

- 1.個人レンタルの場合、1回のレンタルで借りられるレンタル商品の上限は、商品代金20万円分までとします。
- 2.商品によっては、複数台の商品のレンタルはお断りする場合がございます。

#### 第19条（準拠法）

本レンタル規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

#### 第20条（契約不履行）

商品の返却をご連絡無く遅滞され、ご連絡がつかないまま2週間を経過してもご返却されない場合や、申込に際し虚偽の住所・身分・連絡先等を記載した場合または電話の不通などが発生した場合は、警察署に被害届を提出し、法的手続きをとります。

#### 第21条（裁判所の管轄）

本レンタル規約について訴訟の必要が生じた時は、甲の本店所在地の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

令和5年9月27日制定